

筑西広域市町村圏事務組合環境センター組織規則

昭和61年8月22日規則第4号

改正 平成10年3月31日規則第6号 平成15年3月28日規則第5号
平成17年10月1日規則第9号 平成25年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年組合条例第8号）第4条の規定に基づき筑西広域市町村圏事務組合環境センター（以下「環境センター」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 環境センターに次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 業務係
- (3) 施設係

2 前項に規定する係の分掌事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく許可を受けている者及び当該許可を申請している者に係る許認可に関することについては、平成18年3月31日までの間、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合環境センター組織規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

係名	分掌事項
総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の長期計画及び実施計画に関すること。 2 施設整備に係る環境アセスメント、国庫補助、県補助及び地方債に係ること。 3 職員の給与、勤務時間等に関すること。 4 職員の福利厚生（保健、休暇及び休業）に関すること。 5 職員共済、公務災害補償、退職等に関すること。 6 予算編成、執行及び決算並びに各係の調整に関すること。 7 条例、規則等の改正及び廃止に関すること。 8 施設財産及び備品、物品、貸与品等の財産管理に関すること。 9 廃棄物実態調査に関すること。 10 一般廃棄物担当課長会議及び視察に関すること。 11 文書の收受、発送及び保管に関すること。 12 計量データに関すること。 13 その他他の係に属しないこと。
業務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく一般廃棄物処理施設の適正な維持管理に関すること。 2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく発電用ボイラー及び蒸気タービンの工事、維持及び運用に係る保安の監督に関すること。 3 施設の利用及び見学等に関すること。 4 施設の維持管理及び防火、防災に関すること。 5 車両及び重機等の維持管理に関すること。 6 資源及びごみ、し尿の搬入量、処理量並びに最終処分量等に関すること。 7 ごみ及びし尿処理手数料、資源の売却の収入に関すること。 8 危険ごみ及び処理困難ごみに関すること。 9 一般業務の調査及び報告に関すること。 10 汚染負荷量賦課金に関すること。 11 施設の補修に関すること。
施設係	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の維持管理に関すること。 2 施設の保守点検、定期点検及び官庁検査に関すること。 3 公害防止事務に関すること。 4 施設の運転業務委託の管理に関すること。 5 施設の子備品、部品、消耗品及び工具等の管理に関すること。 6 薬品の使用及び管理に関すること。